て当該株主の事前の承諾を要する旨の合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ、ニ及びヘに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があつた場合を含む。）次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、イからハまでに掲げる事項）

イ　当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月日

ロ　当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　当該合意の内容（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、当該変更の内容）

ニ　当該合意の目的

ホ　取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

ヘ　当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）

十二の三　提出会社が、当該提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社を除き、法第二十七条の二十三第一項の規定により大量保有報告書を提出した者に限る。）との間で、当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意、当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意、当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意又は当該契約が終了した場合に当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ及びニに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があつた場合を含む。）次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、イからハまでに掲げる事項）

イ　当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月日

ロ　当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　当該合意の内容（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、当該変更の内容）

ニ　当該合意の目的

ホ　取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

十二の四・十二の五　［略］

［十三～二十一　略］

［3～11　略］

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による［号を加える。］

十二の二・十二の三　［同上］

［十三～二十一　同上］

［3～11　同上］

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一